

|       |      |
|-------|------|
| 広島県収受 |      |
| 第     | 号    |
| 2024  |      |
| 処置期限  | 月 日  |
| 分類記号  | 保存年限 |

事務連絡  
平成 27 年 9 月 18 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
衛生主管部（局）御中



厚生労働省健康局  
がん対策・健康増進課  
栄養指導室

### 衛生行政報告例における認定こども園の取扱いについて

認定こども園については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）により、幼保連携型認定こども園の位置付けが明確化されたところである。衛生行政報告例における認定こども園の取扱いについては、平成 27 年度衛生行政報告例の記入要領にも記載されているところであるが、平成 27 年度からは下記のとおりとなるので、御了知の上、よろしく御配慮願いたい。

#### 記

#### 1 認定こども園の分類について

##### (1) 幼保連携型認定こども園

「児童福祉施設」に計上すること。

##### (2) 幼稚園型認定こども園

「学校」に計上すること。

##### (3) 保育所型認定こども園

「児童福祉施設」に計上すること。

##### (4) 地方裁量型認定こども園

「児童福祉施設」に計上すること。

#### 2 留意事項について

従前、認定こども園は「その他」に分類されるものとして、肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況を把握する対象施設とはされていなかったが、平成 27 年度より、健康増進を目的とする施設として「学校」又は「児童福祉施設」に該当し、肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況を把握する対象施設とされたので注意すること。